

公益社団法人沖縄市シルバー人材センター 安全・適正就業基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人沖縄市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の就業基準に関する要綱に基づき、会員の安全・適正就業に関する事項を定めることを目的とする。

(安全・適正な配置)

第2条 センターは、就業している会員の希望、健康状態、就業条件を考慮し、必要に応じて安全・適正に配置するものとする。

(会員の遵守義務)

第3条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第4条 会員は、就業にあたっては次の安全心得を守り作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ急いだりあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装、履物は作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓に心がけること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康状態には、常に留意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。

(作業別安全就業基準)

第5条 会員は、除草、植木剪定、駐車場整理、塗装、清掃、ゴミ分別等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第6条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用すること。

2 会員は前項のほか、安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第7条 会員は、就業場所等との往復時は交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともにヘルメット・腕章を着用するなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第8条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるか否かを確認してから作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第9条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、必要がある場合は誘導等により事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第10条 会員は、作業器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については必ず作業前に点検し、安全を確保するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

(健康管理)

第11条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

(報告義務)

第12条 会員は、就業場所等の往復時や就業中に、ケガ又は身体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者若しくは、本人がセンター等に連絡し応急の処置をとるようにしなければならない。

また、本人は、センターが定めた事故報告(様式第1号)をセンターに速やかに提出するものとする。但し、やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

(その他)

第13条 会員は、この基準に定める以外にセンター等により、指導・助言があった

場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

作業別安全就業基準

作業名：草刈業務

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常に健康の維持管理に努めること。 2. 安全を第一に考え、安全就業に心掛けること。 3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 (1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入らないよう袖口のしまったものを選ぶこと。 (2) 作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。 (3) 作業帽は、必ず着用すること。 (4) 手袋(軍手等)を必ず着用すること。 4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 6. 作業現場は、常に整理整頓に心掛けること。 7. 斜面での作業は、滑りやすいので、十分注意すること。 8. 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 9. 道具類の使用は、正しい使用方法によること。 10. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 11. 長時間の作業は避けること。 12. 雨天時の作業は避けること。 13. 仕事場への生き帰りは、交通事故に気をつけること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・作業服 ・滑り止めつき安全靴 ・手袋(軍手) ・保護メガネ
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日よけ帽を必ず着用すること。 2. 休憩時には、十分な水分と塩分の補給をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保冷剤 ・日よけ帽等
刈払機作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用前には、必ず点検を行うこと。 (1) ネジのゆるみはないか。 (2) 作業に合った刃がついているか。 (3) 刃先にひび割れ、めくれ、まがり等の異常がないか点検し、異常がある場合は、使用しないこと。 2. 安全ガードは必ず取り付けること。 3. 保護メガネや前掛け(ゴム製)を着用すること。 4. 作業前に周囲の障害物を周知・除去しておくこと。 特に、作業中は防護板、又は防護ネットを適切に使用し小石飛散には十分注意すること。 5. 作業は、半径10m以内に他の人を近づけないこと。 6. 雨天時の作業は、滑りやすいので避けること。 7. ガソリン(混合)を使用するので、火気には十分注意すること。 8. 運搬及び格納時には、回転刃に刈刃カバー、又は保護カバーをつけること。 刈払機取扱作業者として就業する会員、又は就業を希望する会員は、当センターが実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」の受講と実施講習を受講し、【終了証】の交付を受けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・作業服 ・滑り止めつき安全靴 ・前掛け(ゴム) ・防振手袋 ・保護メガネ

<p>手作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業現場の状況確認を十分に行うこと。 (1) ガラスの破片、釘等に注意すること。 (2) ハチの巣や害虫等に注意すること。 (3) 作業場所によっては、保護メガネを着用すること。 2. カマを使つての作業では、安全第一を心掛けること。 (1) 腰を落とし、正しい姿勢で使用するこゝと。 (2) 共同で作業を行う場合は、作業空間を十分に取り、刃先に注意すること。 (3) 使用休止中のカマは、立て掛けたり刃先を上向きにしたりしないようにすること。 邪魔にならない所であつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・作業服 ・手袋(軍手) ・保護メガネ ・滑り止めつき安全靴
<p>除草剤作業及び消毒作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用にあたっては、容器の表示事項等に従つて、安全で適正な使用をすること。 2. 散布にあたっては、必ずゴム手袋、保護マスクや保護メガネを使用し、扱いは十分注意すること。また、作業途中での喫煙は絶対しないこと。 3. 散布にあたっては、風向きに十分に注意すること。 4. 散布にあたっては、作業現場に人が近づかないよう十分注意するとともに、周囲の住民、通行人等にも配慮すること。特に、住宅に隣接する場所での散布は、慎重に行うこと。 5. 水道、水源、井戸、河川、湖沼等の周辺での使用に際しては、十分注意すること。 6. あまつた薬剤の管理及び処理には十分注意すること。 7. 夏場の作業では、なるべく朝夕の涼しい時間に行うこと。 8. 作業後は、全身を石鹼でよく洗い、作業期間中は、衣服を毎日取り替へること。 9. めまいや頭痛がしたり、気分が悪くなつたりしたら、すぐに医師の診察を受けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護メガネ ・保護マスク ・手袋(軍手) ・滑り止めつき安全靴
<p>運搬作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないよう慎重に行うこと。 2. 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確認すること。 3. トラックへの道具等の積み下ろしは、荷崩れがおきないように、注意して行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・作業服

作業名：植木剪定業務

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常に健康の維持管理に努めること。 2. 安全を第一に考え、安全就業に心掛けること。 3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 (1) 作業服は、袖口のしまったものを選ぶこと。 (2) 作業靴は、履きなれたもので、滑りにくいものを使用すること。(地下足袋、運動靴等) (3) 作業帽は、必ず着用すること。 4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 6. 作業現場は、常に整理整頓に心掛けること。 7. 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 8. 道具類の使用は、正しい使用方法によること。 9. 作業は、基本的に複数人によることとし、共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 10. 仕事場への生き帰りは、交通事故に気をつけること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・作業服 ・安全帯 ・手袋 ・滑り止めつき安全靴
脚立使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 脚立は、丈夫な構造のものを使用すること。 2. 脚立は、開き止めがついていること。 3. 脚立の設置は、脚立の脚と水平面の角度が75度以下となるようにすること。 また、3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるよう立てること。 4. 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、開き止めを確実に掛けること。 地盤が不等沈下するような場所では、敷板を敷いて安全を確保すること。 5. 脚立上での作業は、前記の二等辺三角形に体の重心がでない範囲で行うこととし、無理な姿勢で作業をしないこと。 6. 脚立を昇り降りする際は、手に道具等は持たないこと。 7. 作業中の脚立周辺には、剪定バサミ、刃物類を放置しないこと。 8. 脚立を利用して足場板を掛け渡すときは、脚立の設置間隔を1.8m以下とすること。 また、足場板の設置高さは、2m以下とする。 9. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 10. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・作業服 ・安全帯 ・手袋 ・滑り止めつき安全靴
梯子使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 梯子は、30cm以上の丈夫なものを使用すること。 2. 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。滑り止めのない場合は、梯子の上方を縛るか、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。 3. 梯子は、地面との角度が75度になるようにして掛け、 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・作業服 ・安全帯 ・手袋 ・滑り止めつき安全靴

	<p>梯子の上部は60cm ぐらい上方に出るようにすること。</p> <p>4. 梯子を昇り降りする際は、手に道具を持たないこと。 また、飛び降りないこと。</p> <p>5. 梯子では、無理な姿勢で作業をしないこと。</p> <p>6. 道路での作業は、標識を設けること。</p> <p>7. 樹木に梯子を立てかける際は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認すること。</p> <p>8. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</p> <p>9. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</p>	
足場使用の作業	<p>1. 足場板は、丈夫なものを使用し、たわみがあまり大きくなるようにすること。</p> <p>2. 足場板は、ゴムバンドでじばり固定すること。</p> <p>3. 足場板は、作業床の幅が40cm 以上になるように2枚以上掛け渡すこと。</p> <p>4. 足場板上では、無理な姿勢で作業しないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・作業服 ・安全帯 ・手袋 ・滑り止めつき安全靴
樹上での作業	<p>1. 地上より1.5m以上の樹上での作業をする場合は、安全帯及び安全帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</p> <p>2. 枝の折れやすい樹種や滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は、慎重に行うこと。</p> <p>3. 枝につかまったり体重を掛けたりするときは、安全を確認し枝等に注意すること。</p> <p>4. 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</p> <p>5. 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</p> <p>6. 直径10cm以上の枝を切る場合には、上部からロープを掛け下から上へ幹から10cm位の所を枝直径の3分の1程ノギリでひき目を入れ、ひき目より先端に向かって5cmの所を切り落とす。その後、残部を平良に切り落とすこと。 なお、この場合電線等に注意すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・作業服 ・安全帯 ・手袋 ・滑り止めつき安全靴
刈り込み作業	<p>1. 共同で刈り込み作業を行う場合は、刃先を十分注視すること。 また、お互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。</p> <p>2. 使用休止中の刈り込みハサミは、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。 邪魔にならない所で、かつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・作業服 ・安全帯 ・手袋 ・滑り止めつき安全靴
運搬作業	<p>1. 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い、特に腰部を傷めないよう慎重に行うこと。</p> <p>2. 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確認すること。</p> <p>3. トラックへの道具等の積み下ろしは、荷崩れがおきないように、注意して行うこと。</p> <p>4. 運搬については、原則として2名(助手を乗せる。)で行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・作業服

作業名：清掃業務

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常に健康の維持管理に努めること。 2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 3. 服装は、常に衛生的に心掛け、汚れているものは洗濯して使用すること。 4. 長いひも類、装飾品は、一切身に着けないこと。 5. 作業中は、正しい姿勢で落ち着いて行うこと。 6. 作業中は作業に専念し、みだりに話かけたり、無駄話をしないようにすること。 7. 洗剤等を使用する場合は、滑りやすくなるので履物は、滑り止めのあるものを使用すること。 8. 洗剤の調合等は、ゴム手袋を使用すること。 9. 洗剤や薬品を使うときは、性質がいろいろあるので、使用上の注意事項を確認し、正しく使い、目に入ったら、すぐに大量の水で洗うこと。 10. 洗剤のガスは、なるべく吸い込まないようにすること。場合によっては、保護具を着用すること。 11. 作業中は「清掃中」の看板を立てておくこと。また、立入禁止の表示や作業区域に綱を張るなどすること。 12. 作業に使用した機械や資材は放置しないで、作業しやすく常に整理整頓に心掛けること。 13. 重量物の取り扱いは、特に慎重に行うこと。 14. 機械器具の故障その他異常の箇所を発見した時は、無理して使用せず、センターに連絡すること。 15. 仕事の後は、必ず手や顔を洗うこと。 16. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴム手袋 ・保護マスク ・滑り止めのある履物
床の清掃作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 洗剤や床維持剤の液は、特に滑りやすい為注意すること。 2. 作業中は、滑り止めのある靴を履くか、滑り止めカバー類を使用すること。 3. 作業にあたっては、滑りやすくなっているため、急ぐときでも走らないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴム手袋 ・保護マスク ・滑り止めのある履物
窓ガラスの洗浄作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガラス部に手をついたり、ガラス部で体を支えたりしないこと。 2. 窓部の開閉には十分注意して作業を行うこと。 3. 無理な姿勢で作業しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴム手袋 ・保護マスク ・滑り止めのある履物
清掃用機械器具の使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気機械の使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 濡れた手で取り扱わないこと。 (2) コードやプラグの痛んだものは使わないこと。 (3) スイッチの切り入れやコンセントの差し込み引き抜きは、慎重に行うこと。 (4) 故障の機械を無理に使用しないこと。 2. ポリシャーの使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業にあった大きさのポリシャーを選んで作業すること。 (2) ハンドルを両手でしっかり持って操作すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴム手袋 ・保護マスク ・滑り止めのある履物

<p>高所作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 高所作業中は安全帯及び安全帽を着用し、あご紐は必ず結ぶこと。 2 . 踏み台や脚立は、不安定な場所に立てないこと。 3 . 踏み台の上にさらに踏み台を重ねたり、脚立を立てたりして作業を行わないこと。 4 . 資材や器具が上から落下しないように気をつけること。 5 . 脚立の使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 丈夫な構造のものを使用すること。 (2) 安定した水平な床面で使用すること。 (3) 開き止めを確実にかけ使用すること。 (4) 脚立の脚と水平面の角度が75度以下になるように設置すること。 (5) 飛び降りないこと。 (6) 脚立上では、無理な姿勢で作業しないこと。 6 . 梯子の使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。 (2) 滑り止めのあるものを使用すること。 (3) 不安定な所に掛けないこと。 (4) 滑る床の上に立てないこと。 (5) 踏み台の上に立てないこと。 (6) 立て掛ける角度を床に対して75度にするこ (7) 安定を確かめてから登ること。 (8) 飛び降りないこと。 (9) 梯子上では、無理な姿勢で作業をしないこと。 (10) 2m以上の作業は、原則行わないこと。但し、どうしても行わないといけない場合は、下に補助者を置くこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・安全帯 ・ゴム手袋 ・保護マスク ・滑り止めの履物
-------------	---	---

作業名：駐車場整理業務

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常に健康管理に努め、体調が思わしくないときは、就業を控えること。 2. 常に安全第一を考え、安全就業に心掛けること。 3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業服は、季節、天候に合ったものを着用し、腕章等周囲から目立つものを着用すること。 (2) ひも類の付いている服は着用しないこと。 (3) ポケットは、引っ掛からないように、チャック、ボタンが掛かるものを着用すること。 (4) 作業靴は、底の滑りにくいもので、表面(甲)の丈夫なものを使用すること。 (5) 作業帽は、必ず着用すること。 (6) 手袋(軍手等)を必ず着用すること。 4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5. 自分の体力を十分認識し、割り当てられた作業量の達成が体力的に無理と感じた時は、リーダーや事務局に申し出て、適正配置の措置をとってもらうこと。 6. 就業途中で体調が悪くなったら、無理せず作業を中止すること。 7. 台風、大雨など悪天候の場合は、無理せず作業を中止すること。 8. 喫煙しながらの就業は絶対に行わないこと。 9. 作業現場の状況を必ず確認すること。特に地面の傾斜や段差等には十分注意を払うこと。 10. 就業時間は厳守すること。 11. 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業帽 ・手袋 ・オレンジメッシュ
整理作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 整理作業は、指定された区域を守って行うこと。また、道路上に出での作業は絶対に行わないこと。 2. 整理作業中は、利用者等との無用なトラブルを避けること。 3. 整理作業中は、利用者や通行人など周囲に十分注意を払うこと。 4. 新たにこの作業につく会員は、リーダー等ベテラン会員の指導のもと、安全就業に必要な作業方法や手順を身につけること。 5. リーダー等ベテラン会員は、安全就業の確保に留意し、他の会員の不安全行動を発見した時は、その都度指導すること。また、不安全状態を発見した時は、事務局に報告するなど、適切な措置をとること。 	

<p>利用者への案内・指導</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 駐車場利用者へ置き場所等についての案内や指導を行う場合は、言葉遣いに配慮し、命令口調になったり、怒鳴ったりしないよう十分注意すること。 2. 案内・指導中は、利用者等とのトラブルの発生を絶対避け、クレーム等に対しては、聞くだけに止めること。万一トラブルが発生した場合は、直ちに事務局へ連絡すること。また、暴行を受けたり急迫の危険を感じた時は直ちに逃避し、事務局等へ連絡すること。 3. 警告書等を貼付する場合は、指定された位置、方法で貼付すること。 	
<p>清掃作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 清掃作業をする場合は、利用者へ通行人等に迷惑をかけないように、周囲に十分注意を払うこと。 2. 駐車場整理業務の妨げとなる、空き缶、空き瓶等は必ず取り除いて置くようにすること。 3. 清掃用具を使用しない時は、安全で邪魔にならない位置に置いておくこと。 	

作業名：塗装業務

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常に健康の維持管理に努めること。 特に、有機溶剤及び粉塵を吸いこむ恐れがあるので、健康診断を受けるなど自発的に健康管理に努めること。 2. 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 (1) 作業服 袖口は、しまったものを着用すること。 上着の袖は、いつもズボンの内に入れること。 上着は、突起物や大きなボタン等のないものとする。 ズボンの裾は、いつも絞っておくこと。 (2) 作業靴 靴は、履きなれたもので、滑りにくいものを使用すること。また、底の厚いものを使用し、踏み抜き、捻挫を防ぐこと。 なお、屋根や丸太上での作業には、地下足袋又はこれに準ずる履物を使用すること。 (3) 作業帽は、正しく着用すること。 4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5. 作業現場についたら、周囲の状況を確認すること。 6. 作業現場は、常に整理整頓に心掛けること。 7. 工具類や機械は、正確、安全に取扱い作業すること。 8. 引火性のもの等危険物を使用するので、喫煙は、作業現場以外の所定の場所で行うこと。 なお、くわえタバコでの作業は、絶対しないこと。 9. 有機溶剤類の塗装には、喚起に注意すること。 10. 塗料・溶剤等が目の中に入った場合は、速やかに洗眼すること。 11. 床面にこぼれた塗料及び溶剤等は、直ちに拭き取ること。 12. 作業後は、床面の清掃、後片付けを行うこと。 13. 仕事場への生き帰りは、交通事故に気をつけること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・作業服 ・滑り止めつき作業靴 ・手袋 ・防毒マスク
塗装作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被塗装物の中心に位置をとり、安定した姿勢で作業すること。 2. 各種製品の塗込順序に従って、作業をすること。 3. 各種塗料を塗布するときは、通風に配慮し、作業すること。 4. 必要に応じて喚起すること。 5. 塗込作業中は、火気に注意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・作業服 ・滑り止めつき作業靴 ・手袋 ・防毒マスク
表面処理剥離作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 表面処理材・剥離剤を使用して作業するときは、手袋、前掛け、長靴を着用すること。 2. 薬品が皮膚に付着した場合には、直ちに清水で十分に洗うこと。 3. 剥離作業を行う場合は、防護マスク、防塵マスクを着用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・作業服 ・滑り止めつき安全靴 ・手袋 ・防塵マスク

<p style="text-align: center;">高所作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業床が固定されているか確認すること 2. 作業床上は、整理整頓し作業を行うこと。 3. 安全帯及び安全帽を着用し、あご紐は必ず結ぶこと 4. 高所作業に適する服装をすること。 5. 作業中は、必要以外は話をしないこと。 6. 工具類を落とさないよう注意すること。 7. 高所作業をしている下では、作業を行わないこと。 8. 高さ1.5 m以上の箇所で墜落の恐れのある所は手すり、柵、囲いなどを設け、立ち入り禁止にすること。 9. 足場板は、キズ、虫食い、死節、ひび割れ、腐食などが無い丈夫なものを使用すること。 10. 丸太は、木皮を取り除いてあり、径が十分あるものを使用すること。 11. 脚立の使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 丈夫な構造のものを使用すること。 (2) 安定した水平な床面で使用すること。 (3) 開き止めを確実にかけ、足場板を掛ける場合は3点支持にすること。 (4) 脚立の脚と水平面の角度が75度以下になるように設置すること。 (5) 飛び降りないこと。 (6) 脚立上では、無理な姿勢で作業しないこと。 12. 梯子の使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 幅30 cm以上の丈夫なものを使用すること。 (2) 滑り止めのあるものを使用すること。 滑り止めのない場合は、他の作業者に脚部を押えてもらうこと。 (3) 平面に対して75度に掛けることを原則とする (4) 梯子上では、無理な体勢で作業しないこと。 (5) 飛び降りないこと。 13. 安全帯の使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1.5 m以上の高所作業であって作業床が設けられないときに使用する。 (2) 安全帯の支持点は、頭上になるよう設けること (3) 作業床が、幅40 cm以下の場所では使用すること。 (4) 作業床があっても、手すりがない場所は使用すること。 (5) 安全帯ロープの長さは、出来るだけ短くして使用すること。 (6) 安全帯は、いつもキチンと締めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・作業服 ・安全帯 ・滑り止めつき作業靴 ・手袋
<p style="text-align: center;">コンプレッサーの使用</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必ずベルトカバーをつけ、移動するときは、電動機が停止後に行うこと。 	

作業名：ゴミ分別業務（倉浜衛生施設組合等）

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1. 常に健康の維持管理に努めること。 2. 安全を第一に考え、安全就業に心掛けること。 3. 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 (1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入らないよう袖口のしまったものを選ぶこと。 (2) 作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。 (3) 作業帽は、必ず着用すること。 (4) 手袋（軍手等）を必ず着用すること。 4. 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5. 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 6. 作業現場は、常に整理整頓に心掛けること。 7. 斜面での作業は、滑りやすいので、十分注意すること。 8. 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 9. 道具類の使用は、正しい使用方法によること。 10. 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 11. 長時間の作業は避けること。 12. 仕事場への生き帰りは、交通事故に気をつけること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・作業服 ・滑り止めつき安全靴 ・手袋(軍手)
高温となる現場での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 休憩時には、十分な水分と塩分の補給をすること。 2. 現場から外部へ出る場合の寒暖差には、十分に注意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保冷剤等
手作業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業現場の状況確認を十分に行うこと。 (1) ガラスの破片、釘等に注意すること。 (2) 害虫等に注意すること。 (3) 作業現場によっては、保護メガネを着用すること。 (4) 不審物等を発見した時は、自分で判断せず、すぐに連絡をすること。 2. 仕事の後には、必ず手や顔を洗うこと。 3. 工具等を使用する場合は、作業の前後に確認をし、整理整頓に心掛け保管すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全帽 ・作業服 ・手袋(軍手) ・滑り止めつき安全靴 ・保護メガネ